

長浜市告示第207号

富田人形を活用した地域づくり補助金交付要綱（平成28年長浜市告示第187号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「長浜市補助金交付規則」を「長浜市補助金等交付規則」に改める。

第6条中「市長の」を「市長が」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（概算払）

第7条 市長は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則第17条第2項の規定により、概算払により補助金を交付することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。